

# 家畜衛生だより



## 鳥インフルエンザ情報

令和4年2月第45号(鶏)  
東部・北部家畜防疫獣医師会  
(公社)千葉県畜産協会  
東部家畜保健衛生所  
TEL: 0475(52)4101  
FAX: 0475(52)3335  
<http://www.pref.chiba.lg.jp/kh-toubu/index.html>

## 高病原性鳥インフルエンザ(県内2例目:八街市) 発生に係る搬出制限区域が解除されました

本県で確認された2例目(八街市)に係る移動制限区域内(半径3km圏内)の清浄性確認検査の結果、全て陰性であることが確認されました。

この結果に基づき、県内2例目の発生に係る搬出制限区域(発生農場を中心とする半径3~10km)は令和4年2月9日0時をもって解除されました。

※本発生(県内2例目)に係る移動制限区域は  
2月15日0時をもって解除される予定です。

移動制限区域内を通過する場合は、引き続き消毒ポイントで消毒をお願いします!!

★消毒ポイント(移動制限解除まで運営予定)★

- ②千葉県アグリチャレンジファーム(旧蚕業センター) 東金市油井1055-1
- ⑦八街市スポーツプラザ(テニスコート駐車場) 八街市い84-10

県内2例目(八街市)に係る移動制限区域及び県内3例目(匝瑳市)に係る移動・搬出制限区域はまだ解除されておられませんのでご注意ください!

★県内3例目(匝瑳市)発生に係る制限区域について★  
清浄性確認検査で「陰性」の場合

2月12日 搬出制限区域解除(予定)

2月18日 移動制限区域解除(予定)

家きんの特定症状を念頭に健康観察を行い、異常があればすぐに家畜保健衛生所に通報してください!!

東部家畜保健衛生所

Tel.0475-52-4101

※夜間・休日は転送されますので、必ず5回以上コールしてください